



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第166号 令和2年2月18日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
3	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4	技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	同
5	会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則	同
6	建築士法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室
7	徳島県報発行規則の一部を改正する規則	監察局 法制文書課

【公布された条例等のあらまし】

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第三号）
- 一 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（規則第四号）
- 一 会計年度任用職員制度の創設に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（規則第五号）
- 一 技能労務職員で会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用技能労務職員」という。）に適用する給料表、等級別標準職務表及び初任給基準表を定めることとした。
- 二 この規則に定めるもののほか、会計年度任用技能労務職員の給与の取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の例によることとした。
- 三 その他所要の規定を設けることとした。
- 四 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）
- 一 二級建築士及び木造建築士の免許並びに二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手続の必要書類の見直しを行うこととした。
- 二 二級建築士試験及び木造建築士試験における学科試験免除について所要の見直しを行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和二年三月一日から施行することとした。
- 徳島県報発行規則の一部を改正する規則（規則第七号）
- 一 定期の徳島県報は、毎週火曜日及び金曜日に発行することとした。ただし、その日が休日ときは、その前日とすることとした。
- 二 定期の徳島県報は、一にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日等は、発行を休止することとした。
- 三 この規則は、令和二年三月一日から施行することとした。

徳島県規則第三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県規則第四号

技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の旅費に関する規則

技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技能労務職員の旅費及び費用弁償に関する規則

本則中「規定する職員」の下に「及び同条例第一条に規定する技能労務職員（以下単に「技能労務職員」という。）であつて地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員であるもの」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（旅費の支給）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（費用弁償）

第二条 技能労務職員であつて地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員であるものには、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の例により、費用弁償として、通勤に要する費用及び旅費を支給する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県規則第五号

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)第十五条の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、同条例第一条に規定する技能労務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員であるもの(以下「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第二条 会計年度任用技能労務職員の給料表は、技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県規則第八十一号。以下「給与規則」という。)(別表第一に定めるとおりとする。

(職務の等級の標準的な職務の内容)

第三条 給料表に定める職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、給与規則別表第二の等級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに会計年度任用技能労務職員となつた者の職務の等級は、前項に規定する等級別標準職務表に基づき決定する。

(初任給基準表等)

第四条 初任給基準表は、別表のとおりとする。

2 新たに会計年度任用技能労務職員となつた者のうち前条第二項の規定により職務の等級を二級以上に決定された者の号俸は、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年徳島県規則第二十五号)第七条第一項第二号に規定する特定職員の例により決定する。

(給料の調整)

第五条 フルタイム会計年度任用技能労務職員(会計年度任用技能労務職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。)(のうち給料の調整を行う者並びに給料の調整額の算定の基礎となる調整数及び調整基本額(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(については、給与規則別表第五に定めるとおりとする。

(期末手当基礎額に係る加算)

第六条 会計年度任用技能労務職員の期末手当基礎額に係る加算については、給与規則第六条の二の規定の例による。

(会計年度任用技能労務職員の給与の取扱い)

第七条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用技能労務職員の給与の額及び支給方法その他給与の取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号)の適用を受ける職員の例によるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第八条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表 初任給基準表（第4条関係）

職務	初任給	上限
食肉検査補助 動物管理 庁舎管理 調理	1級29号俸	1級41号俸
土木整備	1級13号俸	1級25号俸

備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。

- 一 食肉検査補助 食肉処理工程に係る検査等の補助の業務
- 二 動物管理 犬及び猫の引取り，負傷動物の収容等の業務
- 三 庁舎管理 県庁舎内の警備，整理等の業務
- 四 調理 給食の炊事，調理等の業務
- 五 土木整備 道路の点検，維持補修等の業務

徳島県規則第六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二級建築士又は」を「第四条第三項の規定により二級建築士又は」に、「様式第一号の免許申請書」を「免許申請書（様式第一号）」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号から第五号までに掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格したことを証する書類

三 第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に規定する学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書

四 第四条第四項第二号に該当する者にあつては、同条第二項第一号に規定する建築実務の経験を記載した実務経歴書（様式第一号の二）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書（様式第一号の三）

五 第四条第四項第三号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第三条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第五項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならぬ。

第五条第三号中「二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）を「二級建築士等試験」に改める。

第十三条の二第一項中「、その申請により」を削り、「合格した二級建築士等試験」の下に「（以下この項において「学科合格試験」という。）」を加え、「二回」を「同種の四回の二級建築士等試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合

においては、三回）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項中「法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、「同条第四号」を「同条第三号」に、「第一号」を「第一号」に改め、「書類を除く」の下に「。以下「証明書類」という」を加え、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 実務経歴書及び実務経歴証明書

第十五条第二項中「者は」の下に「、受験申込書に、証明書類を添え」を加える。

第十八条の七第二項中「合格者一覧表」の下に「並びに第十五条第二項の受験申込書及び証明書類」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

(表)  
建築士免許申請書

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は、該当する の中にレ印をつけてください。

<p>私は、(二級建築士・木造建築士)の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名..... ( 自 署 )</p> <p>徳島県知事 殿</p>				
ふりがな 氏 名	生年 月日	年 月 日生	写真	
本 籍	性 別	男 女	1 縦4.5cm,横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して 貼り付けてください。	
現 住 所	電 話		2 貼付した写真は免許 証に転写されます。	
試 験	二級建築士試験に合格した年 木造建築士試験		年	
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第 号
登録申請区分	1 学歴のみ      2 学歴及び実務      3 実務のみ      4 建築士法第4条第5項			
1 学歴のみ により申請 する場合に 記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴及び 実務により 申請する場 合に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 実務経験 のみにより 申請する場 合に記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築士法 第4条第5 項の規定に より申請す る場合に記 入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(裏)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日	ある	ない	年	月	日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日	ある	ない	年	月	日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一 級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが ありますか。 あるときは、その日	ある	ない	年	月	日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築 士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありま すか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある	ない	年	月	日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正 に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない状態ですか。	はい	いいえ			
審 査						
登録番号		登録年月日	年 月 日	受付番号		

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号の次に次の二様式を加える。

実務経歴書

〔記入注意〕 この実務経歴書は，勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し，今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお，記載内容の記入不備や疑義が生じた場合は，再提出や追加書類の提出を求められることになり，登録が遅れることがあります。また，虚偽の実務経歴を記載した場合は，建築士法上の処分を受け，又は登録が認められないことがあります。

私は， <sup>二級</sup> 建築士の <sup>免許</sup> 試験を受けたので，建築実務の経歴を以下のとおり記載し，併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は，以下の事項が真実で，かつ，正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ ( 自 署 ) 徳島県知事 殿			
勤務先等			
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）	
		在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）
年月～年月	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月 年月数
			年 月～ 年 月 年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
登録機関記載欄			

実務経歴証明書

年 月 日

徳島県知事 殿

証明者 印  
住所・所在地  
電話番号  
免許申請者との関係  
受験申込者

次の者が提出した二級建築士免許申請書に添付された実務経歴書は，事実と相違ないことを証明します。

1 免許申請者 氏名  
受験申込者

2 建築実務経験  
建築実務経験期間の合計 年 月  
建築実務の内容

備考

- 1 この実務経歴証明書は，実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行つた場合には，証明者は，建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格した者に係る免許の申請について適用し、同日前に行われた二級建築士等試験に合格した者に係る免許の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の第十三条の二第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた二級建築士等試験の学科の試験に合格した者に係る学科の試験の免除について適用し、同日前に行われた二級建築士等試験の学科の試験に合格した者に係る学科の試験の免除については、なお従前の例による。

徳島県規則第七号

徳島県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県報発行規則の一部を改正する規則

徳島県報発行規則（昭和六十三年徳島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「毎日（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）」を「毎週火曜日及び金曜日に」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、その日が徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第二号に掲げる日（以下「休日」という。）のときは、その前日とする。

第三条中「県報は」の下に「、十二月二十九日から翌年の一月三日まで、前条第二項ただし書に規定する場合においてその前日も休日のとき」を加え、「前条第二項」を「同項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。